

第2号様式(その4)(第6条、第7条、第12条関係)

整備項目表(公共交通機関の施設)

施設の名			
施設の所在地			
1 改札口	改札口を設けているか(非の場合は、ア及びイの記入不要)	該当	非
	ア 改札口内の通路のうち1以上のものは、内法90cm以上としているか	適	否
	イ 改札口内の通路のうち1のものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか	適	否
2 通路	(1) 改札口から各乗降場に至る1の通路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか	適	否
	(2) 改札口から各乗降場に至る経路に高低差があるか(非の場合は、ア及びイの記入不要)	該当	非
	ア 傾斜路の構造		
	(ア) 高さが16cmを超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	適	否
	(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否
	(ウ) 幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上としているか	適	否
	(エ) 勾配は、1/12としているか(高さが16cm以下で勾配が1/8以下の傾斜路を除く。)	適	否
	(オ) 高さが75cmを超える場合に、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	適	否
	(カ) 踊場及び傾斜路に接する通路と容易に識別できるものか	適	否
	(キ) 傾斜路の上端に近接する通路及び踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか	適	否
	イ エレベーターの構造		
	(ア) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上としているか	適	否
	(イ) かごの奥行きは、135cm以上としているか	適	否
	(ウ) 乗降口ビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上としているか	適	否
	(エ) かご及び乗降口ビーは、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	適	否
	(オ) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けているか	適	否
	(カ) かご内の側板に、手すりを設けているか	適	否
	(キ) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けているか	適	否
	(ク) 乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	適	否
	(ケ) かごの幅は、140cm以上としているか	適	否
	(コ) かごは、車いすの転回に支障がない構造であるか	適	否
	(サ) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	適	否
	(シ) かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	適	否
	(ス) かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	適	否
3 階段	(1) 踊場を除き、手すりを設けているか	適	否

	(2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否	
	(3) 段を容易に識別できる構造であるか	適	否	
	(4) つまづきにくい構造であるか	適	否	
	(5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分に、点状ブロック等を敷設しているか (適用除外) ・利用者が特定される又は視覚障害者の利用が想定されない踊場の部分 ・自動車車庫に設ける踊場の部分 ・段がある部分と連続して手すりを設けた踊場の部分	適	否	
	(6) 主たる階段は、回り階段でないか	適	否	
4 乗降場	(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	適	否	
	(2) 縁端には、点状ブロック等を敷設しているか	適	否	
	(3) 両端には、点状ブロック等を敷設しているか	適	否	
	(4) 両端には、転落を防止するための柵等を設けているか	適	否	

備考 1 各項目について、該当するものを で囲んでください。

2 印欄は、記入しないでください。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 判縦とする。